

会 員 規 程

公益社団法人 大阪ハートクラブ

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大阪ハートクラブ定款（以下「定款」という。）第7条から13条に基づき、公益社団法人大阪ハートクラブ（以下「本法人」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(入会基準)

第2条 入会は、以下の基準に基づき理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

- (1) 循環器領域の医療・臨床研究・教育に従事しているもの
- (2) 循環器領域に関する府民の啓発にかかわっているもの
- (3) 循環器領域の医療・臨床研究・教育の振興にかかわっているもの
- (4) その他、理事会が適切と認めるもの

(会費)

第3条 本法人の会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

- | | | |
|-----------|-------|-----------------|
| (1) 正 会 員 | 年 額 | 5 千 円 |
| (2) 賛助会員 | 企 業 | 年 額 200,000 円以上 |
| | 病 院 | 年 額 50,000 円以上 |
| | 診 療 所 | 年 額 10,000 円以上 |

(会員の特典)

第4条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本法人が刊行する月刊情報誌（Bulletin）の配布を受けることができる。
- (2) 年7回循環器学術セミナーの開催案内が送られ、無料で参加できる。
- (3) 年1回発行の総会誌、会員名簿の配布を受けることができる。
- (4) 賛助会員においては、月刊情報誌に優先的に広告掲載できる。

(会費の使途)

第5条 毎事業年度における会費の合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に充てるものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 3年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第7条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が第6条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(改正)

第10条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、公益社団法人設立の登記を行った日から施行する。

平成26年6月1日より施行する。(平成26年3月6日理事会決議)

令和元年7月4日より施行する。(令和元年7月4日理事会決議)